

初回の利用申請について（新規利用時のご案内）

城南区役所管理の広場の使用について

野球やサッカー等の練習で広場を使用する場合、許可申請と使用料の納付が必要です。

許可について

許可できる条件として

- ・小学生以下の利用であること。
- ・近隣公園以上の規模公園である。（城南区維持管理課で許可をしているのは松山中央公園のみです）
- ・営利を目的としない団体であること。

近隣1）片江中央公園 過去にボールの飛び出し等があり、地元の同意を得られない。

近隣2）東油山公園 野球場（有料公園施設・体育館申し込み TEL851-0303）

（近隣3 旧干隈中央公園）現在は「西南杜の湖畔公園」として、指定管理者が管理。（TEL863-7929）

近隣4）松山中央公園 区役所にて使用許可

近隣5）友丘中央公園 過去にボールの飛び出し等があり、地元の同意を得られない。

近隣6）茶山中央公園 練習できる広場なし

近隣7）樋井川中央公園 広場運営委員会 にてとりまとめ。

使用希望者の連絡先を公園係から委員会に伝えます。

近隣8）三尾池公園 広場運営委員会 （堤丘公民館にお問い合わせを・ TEL 092-861-4821）

初回の利用申請について

初回申請時（維持管理課公園係窓口にて受付）には以下の書類の提出をお願いいたします。

- ・公園内行為許可申請書
- ・確約書（宛名は城南区長でお願いします）
- ・同意書（町内会長の署名が必要ですので、間に合わない場合は初回利用前までに提出をお願いします）
※翌月以降は行為許可申請書のみを提出。ただし、各年度の1回目は確約書の提出をお願いします。

使用料・使用時間について

使用料は3時間まで 1,500 円 ，3時間を超え5時間まで 2,500 円。

抽選があった枠の使用時間は3時間までとします（準備から片付けまで含む）。

（例）例えば、6月3日（土）午後の枠に、

例①：Aチーム、Bチームが抽選申込み → 当選したA又はBチームの使用時間は3時間まで

例②：Aチームのみ抽選申込み → Aチームは5時間まで使用可能

使用可能な時間

4/1～9/30 9時から19時まで。

10/1～3/31 9時から17時まで。(12/29～1/3は使用できません)

申請後利用までの手順

別紙「松山中央公園グラウンド使用の手引き」をご確認ください。

注意事項

駐車場はありません、送迎時の周辺道路への駐車も近隣住民へ迷惑となりますのでご遠慮ください。
練習での使用に限ります。野球場施設ではありませんので他の利用者への配慮をお願いしております。
トラブルが生じた場合はのちの使用許可をしない場合があります。

お問い合わせ先

〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6-1-1

城南区役所維持管理課公園係（3階35番窓口）

TEL：092-833-4081 FAX：092-822-4095

E-メール：kouenJWO@city.fukuoka.lg.jp